

新設

# 「つなぐ窓口」専用WEBサイト

<https://sabekai-tsunagu.go.jp/> \*令和7年9月1日(月)からアクセス可能



相談先

電話で相談する  
0120-262-701

フォームで相談する  
相談フォーム >

メールで相談する  
info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

下のボタンを押すと、通訳オペレータを通じて  
手話で「つなぐ窓口」へ電話ができます。(外部リンク)

電話リレーサービス  
手話で電話する

利用方法:手話リンクについてをご覧ください。  
電話リレーサービスについて:電話リレーサービスとはをご覧ください。

クリックで相談フォームが開きます(次頁参照)

クリックで相談メールが送信できます

クリックで手話通訳のオペレータにつながります

# 実際の相談フォーム (イメージ)

## ご相談フォーム

ご相談内容についてご記入のうえ、送信ボタンをクリックしてください。

### ■ご相談者の情報

お名前

電話番号（回答が必要な場合、入力必須）

 -  - 

メールアドレス（回答が必要な場合、入力必須）

確認のため、再度ご入力ください

居住地（市区町村名）

属性 **必須**

### ■ご相談の内容

当事者の方の性別 **必須**

当事者の方の年代 **必須**

当事者の方の障害種別（複数選択可） **必須**

視覚障害者

聴覚・言語障害

# 手話リンクの概要

- 自治体等のWebサイトの問合せページに、電話リレーサービスにつながるボタンを設置する  
ボタンを押すと手話通訳オペレータに接続され、問合せ先に電話リレーサービスでつながる

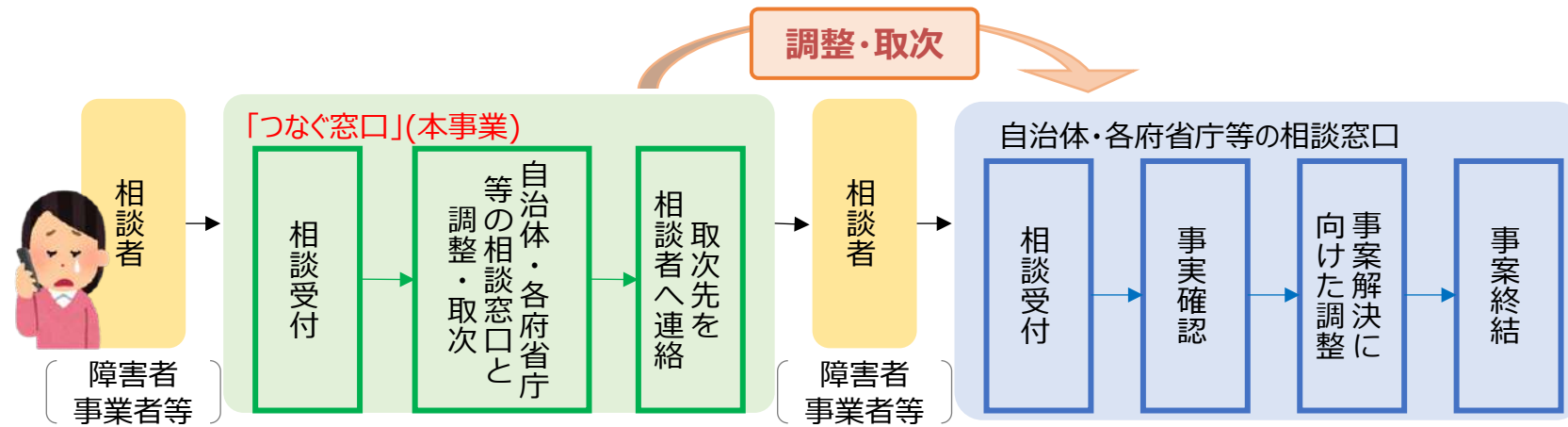


# 障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」

## 概要

障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別等に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口へ円滑に繋げるための調整・取次を行います。  
試行実施期間（令和5年10月から令和7年3月）を経て、令和7年4月より本格実施。

## 基本的な流れ



「つなぐ窓口」で相談を受け付けた後、「つなぐ窓口」で適切な自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案の取次を行います。取次が済み次第、相談者へ取次先の相談窓口の情報を連絡します。  
相談者が、取次を受けた自治体・各府省庁等の相談窓口へ連絡を行うと、その後は自治体・各府省庁等の相談窓口が取り次がれた相談内容を踏まえて、事実確認や事案解決に向けた調整を行います。

## 連絡先

- 電話相談：0120-262-701 10:00-17:00 週7日（祝日・年末年始除く）
- メール相談：info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

